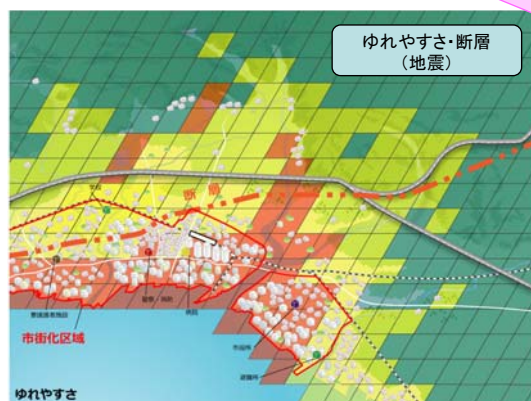
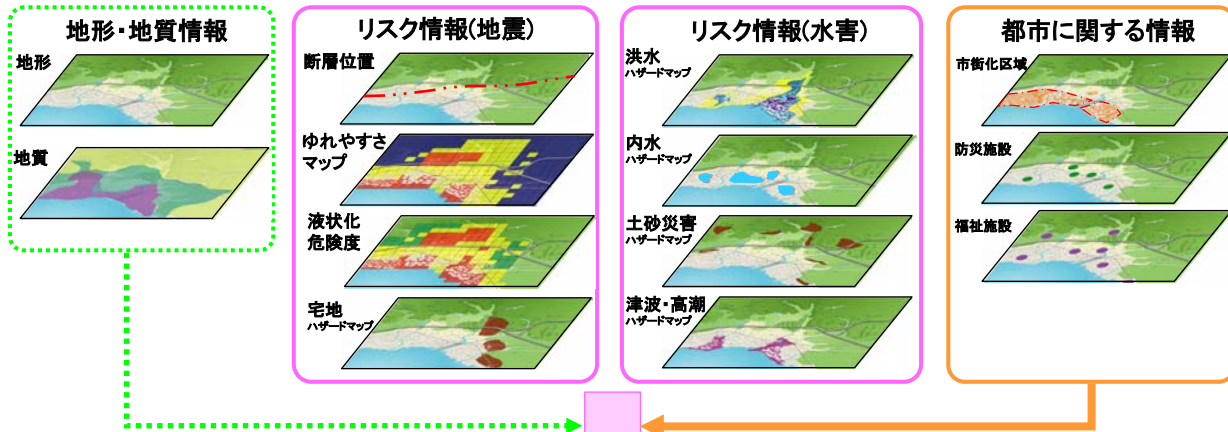


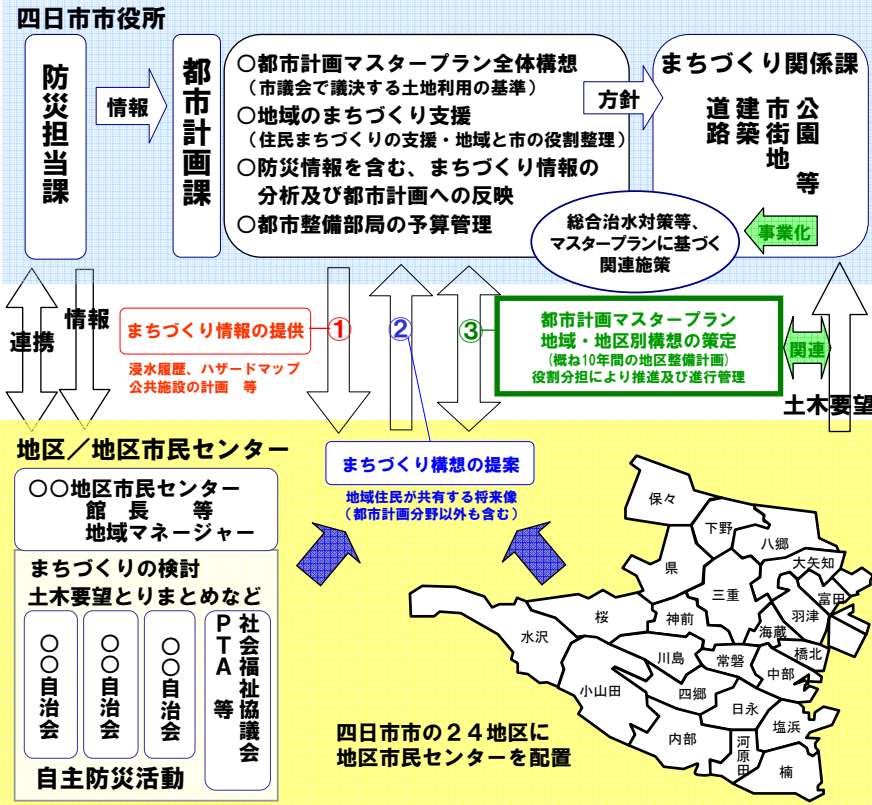
第3章 政策展開の方向性

第3章 3-2. 政策の方向性

災害リスク情報を活用したまちづくりの検討イメージ



- ・四日市市では、地域から提案されるまちづくり構想を踏まえ、都市計画マスタープランの地域・地区別構想を策定。
- ・都市計画マスタープランの地域・地区別構想を10年間で実現するため、市民と共にまちづくりの進行管理を実施。
- ・市民の発意を行政が受け止める仕組みにより、市民と行政の協働によるまちづくりに取り組んでいる。



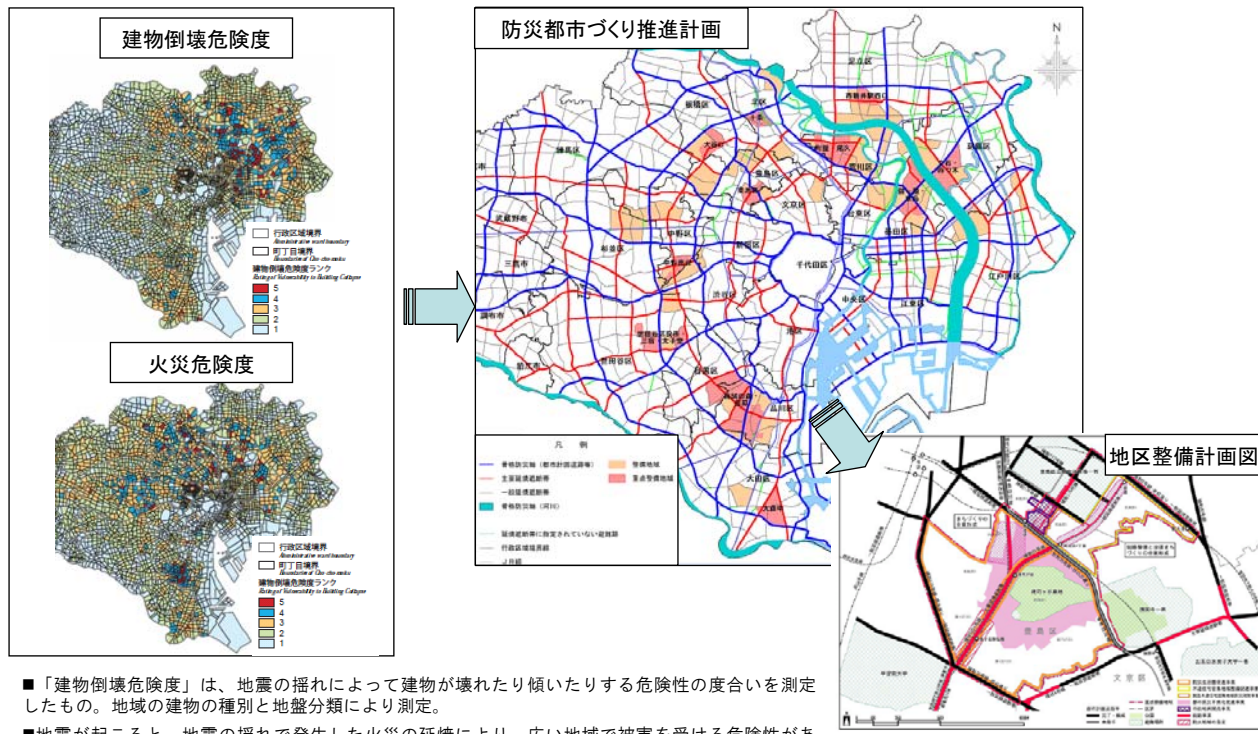
四日市市におけるまちづくりの取組み

地区市民センターを拠点としたまちづくり
 ○まちづくり拠点として地区市民センターを位置付け。
 ○地区市民センターには、市民公募の地域マネージャー（アドバイザー）を配置し、市民によるまちづくりの取組みをサポート。

市民参加型都市計画
 ○四日市市の都市計画マスタープランは、市議会で議決する「全体構想」と地区毎の提案に基づく「地域・地区別構想」で構成。
 ①まちづくり情報の提供
 市民によるまちづくりの検討にあたり、行政は都市計画の観点から市民へのアドバイスをを行うと共に、浸水履歴等まちづくりの基礎情報を提供。
 ②まちづくり構想の提案
 地域・地区別構想は、概ね10年間における地区整備計画であり、地域・地区別構想の策定は、各地区から提案される「まちづくり構想」を受け策定される。
 ③役割分担による構想の推進
 地域・地区別構想は市民と行政の役割分担により推進される計画であり、その進行管理も行政と市民の協働により行われる仕組みを目指して取り組んでいる。

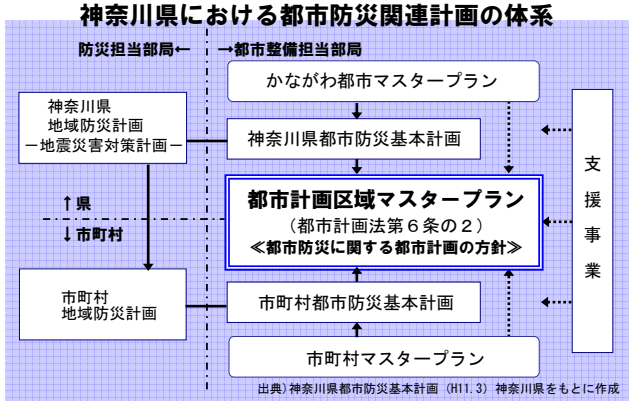
まちづくり関連事業・土木要望
 ○まちづくり関係課は、都市計画マスタープランの方針に基づき事業を実施。
 ○地区からの土木施設の整備要望（土木要望）に係る予算枠の内、一定枠を各地区住民自らが整備の優先順位を付ける仕組みとしており、地域・地区別構想を踏まえて、地区市民の総意による事業実現を想定。

脆弱性を把握分析し、計画を策定。



- 「建物倒壊危険度」は、地震の揺れによって建物が壊れたり傾いたりする危険性の度合いを測定したもの。地域の建物の種別と地盤分類により測定。
- 地震が起こると、地震の揺れで発生した火災の延焼により、広い地域で被害を受ける危険性がある。「火災危険度」は、その危険性の度合いを測定したもの。出火の危険性と延焼の危険性をもとに測定。

- ・神奈川県は、都市計画区域マスタープランに「都市防災に関する都市計画の方針」を位置付け、地域特性に応じて災害に強い都市づくりに取り組んでいる。
- ・静岡県は、災害に強いまちづくりの推進のため「防災に配慮した都市計画ガイドライン（静岡県防災都市計画基本指針）」を策定し、市町村における都市計画マスタープランの策定作業等への活用を促している。



- 神奈川県 都市計画区域マスタープランの構成 (第6回線引き直し案)
- 1章 都市計画の目標
 - 2章 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針
 - 3章 主要な都市計画の決定の方針
 - 4章 環境共生型等都市整備の方針
 - 5章 都市防災に関する都市計画の方針 ※横浜、箱根区域は記載無し

「横須賀都市計画区域 整備、開発及び保全の方針(平成13年11月)」

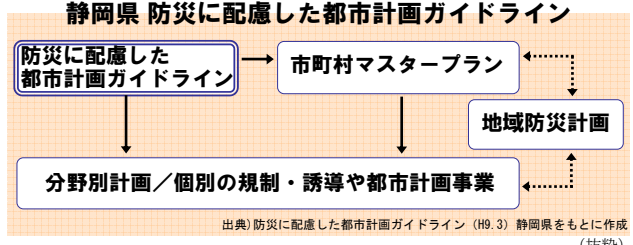
(1) 基本方針 [略] 11章 都市防災に関する方針の例

(2) 都市防災のための施策の概要

① 火災対策 ② 震災対策 ③ 浸水対策 ④ 石油コンビナート防災対策

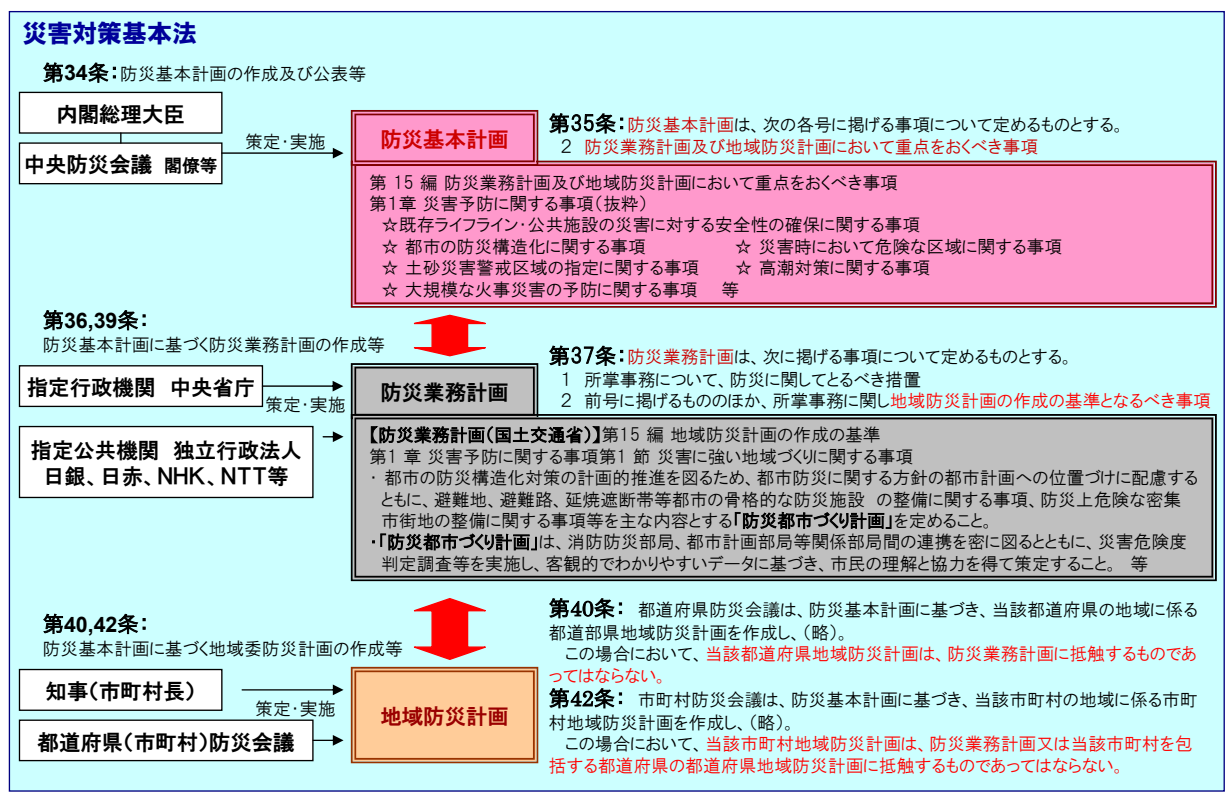
② 震災対策より一部抜粋

区域内の地形地質の性状から、地震動の大きさ、活断層の有無、液化化の可能性、津波、地滑りの可能性を検討し、その情報提供を行うことによって、住民の防災意識の向上を図り適正な土地利用へ誘導するとともに、津波、地滑り対策を実施する。



1. 地震災害の危険性を低くするための土地利用の規制・誘導
 - 地震災害の危険性が高いと想定される区域での都市的土地利用の制限
 - ・ 危険性が高い区域の市街化区域や用途地域の指定を避ける
 - ・ 危険区域を保全する
 - 災害の危険性に即応した市街地密度の制御
 - ・ 用途地域の指定替えや地区計画の適用等によって市街地密度を制御する
2. 安全性を高める都市の骨格形成
 - 延焼被害の拡大を防ぎ、災害時の活動を支える道路空間の形成
 - ・ 幹線道路の延焼遮断機能の向上を図る
 - ・ 幹線道路の避難路機能の向上を図る
 - 防災とアメニティに役立つ水と緑のネットワークの形成
 - ・ 防災機能を果たす緑地。空間を系統的に配置する
 - 災害時の活動を支える拠点の形成
 - ・ 空間の広がりに対応して拠点を配置する
 - ・ 災害時の機能に配慮した拠点及び周辺の整備を図る
3. 身近なまちの安全な生活環境づくり
 - 木造密集市街地等での安全なまちづくり
 - ・ 身近な地区施設整備や建物の防災性の向上を図る
 - 中心市街地での防災性の向上
 - ・ 防火、準防火地域の指定により不燃化を促進する
 - ・ 災害時の活動に配慮した施設の整備を図る

災害対策関連法令及び計画について



イギリスにおける防災土地利用と関連制度

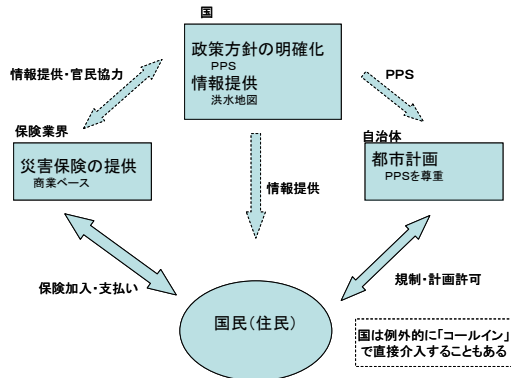
- 国が都市計画を策定するためのガイドラインとして、PPS25(洪水リスクに対処するための基本方針)を策定。
- PPS25(洪水リスクに対処するための基本方針)に基づき自治体(地方計画庁)が都市計画を策定。

土地利用の分類と洪水ゾーンに応じた用途基準

Flood Risk Vulnerability Classification (see Table D2) 洪水リスク脆弱性分類	Essential Infrastructure 発電所、変電所など	Water Compatible 造船所、マリナーなど	Highly Vulnerable 警察署、消防署など	More Vulnerable 病院、住居など	Less Vulnerable 商店、金融機関など
Zone 1 河川又は海からの場合0.1%以下	レ	レ	レ	レ	レ
Zone 2 河川からの場合0.1%以上1%以下 海からの場合0.1%以上20.5%以下	レ	レ	Exception Test required	レ	レ
Zone 3a 河川からの場合1%以上 海からの場合0.5%以上	Exception Test required	レ	レ	Exception Test required	レ
Zone 3b 機能的氾濫原	Exception Test required	レ	レ	レ	レ

洪水リスクの脆弱性に応じて土地利用分類がなされており、これと洪水ゾーンのマトリックスで、どのゾーンではどのような土地利用が可能かという考え方が示されている

イギリスの防災(水害)土地利用制度の特徴



特徴1: 国が各関係者を間接的にコントロールしている点(市場と情報開示を利用した土地利用誘導)

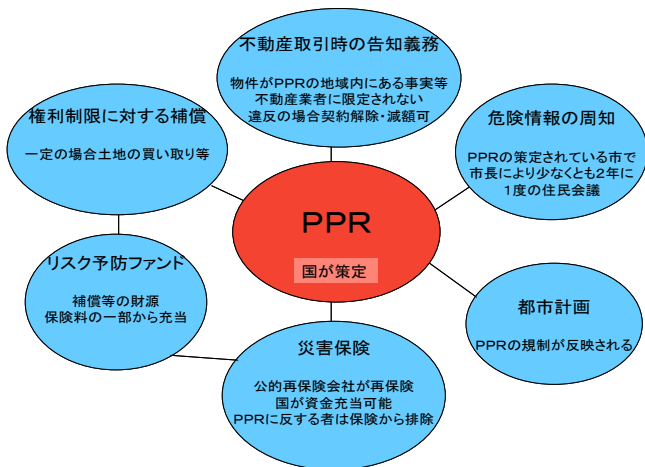
特徴2: 土地利用規制が仕様コントロールでなく個別審査である点(柔軟性、手続き重視のプラクティカルさ、現場重視の構造)

フランスにおける防災土地利用と関連制度

- 国の出先機関である知事が主体となって、PPR (Plan de prévention des Risques naturels prévisibles)という計画を策定。
- 通常の都市計画体系とは別系統の災害防止を念頭に置いた計画。
- 対象は水害・地滑り・雪崩・山火事・地震・噴火・暴風雨・サイクロン等の予見可能な自然災害。
- PPR上の土地利用規制は市町村の作成する都市計画PLUの付属図書に記載。

フランスにおける防災土地利用制度の特徴

PPRの計画区域をいくつかのゾーンに分け、想定される外力の大きさと土地利用の現況で規制の強度を設定



特徴1: 国の直接的な役割が大きい点(自治体との関係でも市場との関係でも)

特徴2: PPRを中心に保険や取引時の告知義務など諸制度が緊密に結びつけられた土地利用規制を行っている点

土地利用の状況と外力のマトリックス

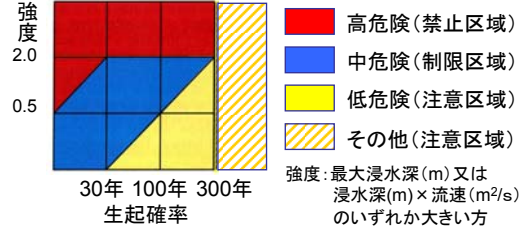
	保護すべき自然地域	都市	
		中心部以外の都市	都市の中心部
外力が最も強い	禁止	禁止	禁止又は条件付き
それ以外	禁止	禁止又は条件付き	条件付き

洪水ハザードマップに基づく土地利用の規制・誘導：スイスの事例

- ・スイスのハザードマップは、危険の程度に応じて3色(赤、青、黄)に分類。さらに、大規模な災害により影響^{注1)}が生じる地域を記載。(注1:標準的な設計の外力を上回るなど)
- ・色分けは災害の強度(最大浸水深、浸水深×流速)と生起確率を指標として分類。
- ・ハザードマップは、連邦政府の勧告に従い、地方政府の土地利用計画に反映。
- ・この方式(Swiss system)は、ドイツ・ザクセン州、ニカラグア、エクアドル、チェコでも採用。

スイスの洪水ハザードマップの事例

危険度の凡例



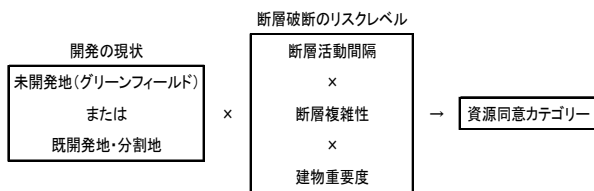
高危険区域	建物の新築禁止。既存建築物の利用は可能。(室内においても生命の危険がある)
中危険区域	建物を新築する場合には、自然の作用に対して十分な強度を持つこと。詳細は自治体の建築基準に規程。
低危険区域	生命に関する建築物、学校など人が集中する建築物は、自然の作用力に対して十分な強度を持つこと。
その他	土地利用の規制なし。上水道施設、学校、病院等重要施設については、災害が発生した場合の施設の安全性確保や危機管理計画における対応策の整備に努力する。

出典)「第4回大規模水害対策に関する専門調査会」内閣府

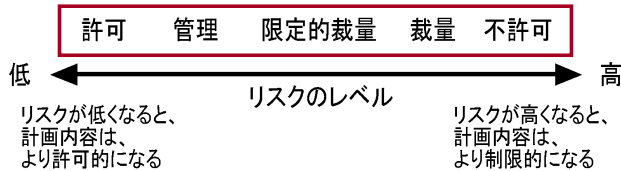
ニュージーランドにおける活断層上の土地利用規制の展開

活断層指針による資源同意カテゴリ選択プロセス

Upper Hutt 市Totara Park における土地利用規制の例



・図上部を斜めに横切る赤破線に挟まれた範囲が「断層帯」



ウェリントン市における活断層上の土地利用規制の例

左下から右上に走る紫色の帯状の範囲が「断層ハザード地区」、他の彩色域は用途地区等を示す。



出典)「第3回安全・安心まちづくり小委員会」山形大学 村山准教授発表資料 3-10

福岡市は、警固断層帯が走る市街地において、耐震性能を強化した建築物の建築を誘導するため、建築物の安全性を高めるよう、福岡市建築基準法施行条例の一部を改正。(平成20年10月1日より施行)

福岡市建築基準法施行条例の改正内容

○対象範囲

- ①揺れやすさマップ(別図2)で計測震度6.4(震度6強で一番強い震度)が大半(75%以上)を占める区域
- ②警固断層帯南東部直上の区域
- ③土地が高度利用されている区域(容積率600%以上)

○高さが20メートルを超える建築物を新築、改築する場合、設計地震力を上乗せ(努力義務)

現在の地域係数(Z)を、その数値に1.25を乗じたもの(Z=1.0)とするよう努めなければならない。

- ①施行令第81条第1項の規定により適用される構造計算
 - ・時刻歴応答解析(高さが60メートルを超える建築物)
- ②施行令第81条第2項第1号イ、ロ又は同項第2号ロに規定される構造計算
 - ・必要保有水平耐力計算・限界耐力計算・エネルギー法(参考)地域係数(Z)
 - 福岡=0.8
 - 大地震が起こる可能性が高い地域(関東、東南海地域等)=1.0

- 建築計画概要書に対象建築物であるかどうかの記載、1.25を乗じた場合その旨の記載(義務付け)

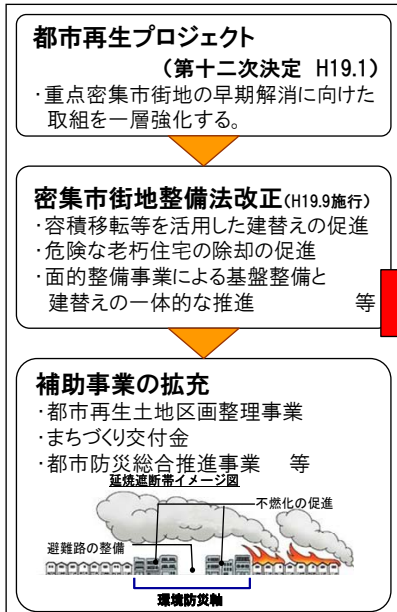


出典「福岡市揺れやすさマップ(7区)」、「警固断層に着目した建築物の耐震対策(条例化)の概要」福岡市HP 3-11

密集市街地の整備・改善の強化

○都市再生プロジェクト(第三次決定 H13.12)
密集市街地(東京、大阪各々約6,000ha、全国で約25,000ha)について、特に大火の可能性が高い危険な市街地(東京、大阪で各々約2,000ha、全国で約8,000ha)を重点地区として、今後10年間で整備。

【これまでの取組み】



【今後の取組み】



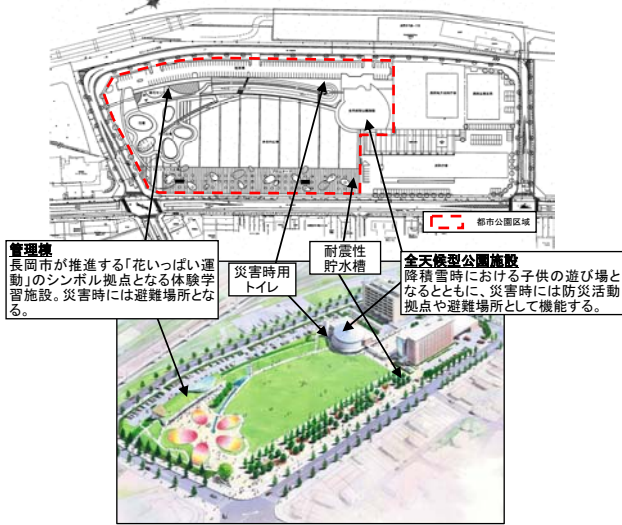
◇進捗状況 約35%(H19末) → ◇最低限の安全性確保(進捗状況 おおむね100%(H23))へ

出典(株)創樹社「安心まちづくりガイドブック」、京都市「重要文化財建造物の総合防災対策検討会(第3回)」

防災公園においては、平常時の快適な利用を図るために、市民のニーズに対応した空間整備を行うとともに、地震災害時に復旧・復興の拠点、周辺地区からの避難者を収容する避難地として機能するために、耐震性貯水槽や備蓄倉庫などの災害応急対策施設を整備している。

長岡市民防災公園（新潟県長岡市）

- ◆事業面積：3.0ha
- ◆防災上の位置づけ：広域避難地
- ◆整備内容及び効果
 - ・多目的広場、全天候型公園施設、耐震性貯水槽、管理棟等
 - ・防災機能の充実を図り、市街地の防災性を向上させる。



大洲防災公園（千葉県市川市）

- ◆事業面積：2.8ha
- ◆防災上の位置づけ：一次避難地
- ◆整備の効果
 - ・多目的広場、耐震性貯水槽、防災トイレ、耐震性貯水槽等
 - ・防災機能の強化と周辺施設との連携の強化を図る。



都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業の活用により、災害時に防災機能を発揮するための施設整備を推進

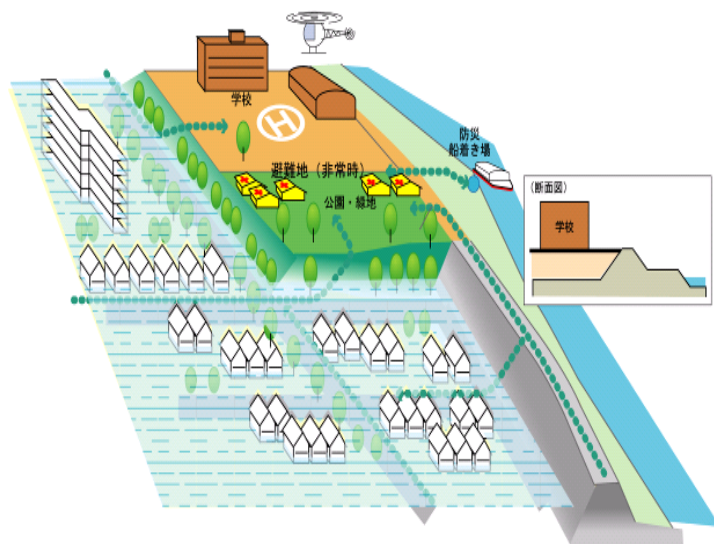
ゼロメートル市街地において、一時避難場所の確保を図るとともに、脆弱性を大きく軽減させるため、公共施設整備等の抜本的な対策を推進。

東京都江戸川区ゼロメートル市街地におけるまちづくり

高規格堤防の整備



一時避難場所イメージ



新潟市における地域が主体となった活動

新潟市においては、地域主体の福祉活動や、防犯活動、自主防災組織が中心となった防災訓練など、自助・共助による地域活動が行われている。これら平常時からの地域活動は、災害時など応急対応などの担い手が必要な際の「地域力」として期待される。

★地域主体の福祉活動や場づくり

【まごころヘルプ】

有償による市民相互の助け合い活動。介護の手助けが必要になっても、住みなれた地域で誰もが安心して暮らせることを目的に、住民参加型在宅福祉活動を実施

●まごころ配食

・まごころヘルプの提供会員が、利用会員の自宅までお弁当を届ける
⇒地域のふれあいの場となるとともに、安否確認も同時に行える。

●地域の茶の間

・自治会や自主的なグループ等を単位として、自宅のお茶の間のよう自由に過ごせる場所を開設
⇒地域に住む高齢者や障がい者が、自宅に閉じこもらないようにすると同時に、高齢者と幼児・子供たちの多世代の交流が実現



★「犯罪の無い安心で安全なまちづくり支援モデル事業」による取組み

【セーフティネットワークによる地域の安全・環境健全化対策】

殺人事件や盗難事件の発生や、ゴミの不法投棄などの治安や生活環境に対する不安を契機に「防犯活動モデル地域」に指定

●青パト作戦

・青色回転灯車による防犯パトロール
⇒犯罪に対する地域の監視性が向上

●生活マナー、交通ルールの街宣活動



【セーフティゾーン活動委員会による環境健全化対策】

駅周辺の繁華街等において、強引な客引きやスカウトが後を絶たず、地域住民や通行人の不安の高まりから、地域全体で防犯活動に取り組む団体を結成

●環境健全化パトロールの実施

・「客引き」、「スカウト行為」、「ピンクビラ」掃の環境健全化パトロールを実施

●簡易防犯機器整備

・駅前商店街への防犯カメラの設置、ステッカー、のぼり旗の掲示

★自主防災会（自主防災組織）による取組み

【住民による避難所運営訓練】

●災害時要援護者名簿に基づく安否確認・情報収集訓練

●避難訓練

●班別避難所運営訓練

（本部・総務班） 避難所全体のとりまとめ、各班への指示出し
（情報班） 避難状況の把握、避難者名簿の作成
（救護班） 避難者の受入れ、災害時要援護者への対応
（環境班） 避難所環境の整備（暖房設置、ゴミ対応等）
（食料物資班） 非常食の炊き出し、物資の受入れや保管



【地域と学校の合同防災訓練】

☆行政からの支援

【地域人材育成】

- 自主防災組織リーダー研修会の開催
- 新潟市ジュニアレスキュー隊育成講習会

【自主防災組織への支援】

- 自主防災組織育成担当職員のパ派遣
- 災害時要援護者の避難誘導用具の貸与

【自主防災組織への補助制度】

- 【自主防災組織結成助成】
- 【自主防災組織活動助成金】



神戸・旧居留地連絡協議会の取組み 非常時の相互支援・来訪者支援

大地震などの発生により交通機関が停止した場合、都市市街地周辺には多くの帰宅困難者の発生が予想される。神戸・旧居留地連絡協議会（地区内の事業者で構成され、イベントや広報、環境、防災、まちづくり活動等を行う組織）では、「神戸旧居留地・地域防災計画」を策定し、協議会構成員である事業者等に対し、非常時における相互支援、および来訪者の人命保護や帰宅支援に對しての取組みを定めている。



○非常時の相互支援

★【備蓄】(2箇所)

災害等の非常時に備え、救助機材、排水・消火機材、医療器材、仮設トイレ等の生活機材、拡声器などの広報機材を共同備蓄
各事業者においても、備蓄が望ましい品目リストを定めている

【情報の伝達・共有】

●安全・安心ネットワーク

インターネットの活用による協議会内の情報伝達・共有

●居留地隣組

5~10程度のビルで構成し、電話回線が使えない等の事態に陥った場合に備え、直接伝達できる連絡網を整備

○非常時の来訪者支援

【人命救助】

- 救護の必要なけが人が出た場合は、119番通報

★「救護コーナー」の開設(4箇所)

119番対応が不可能な状態だけが人などが多数出た場合には診療所があるビルに「救護コーナー」を設置

●重傷者の救出

救護コーナーで担当医師等が症状を判別し、重傷者等は医療施設への搬送

【情報を提供する】

★「情報提供コーナー」の設置(2箇所)

帰宅困難者の発生等、必要が生じた場合「情報提供コーナー」を設置
被害状況、交通情報、ライフライン情報、避難情報、施設情報等について、音声もしくは掲示板等で提供

【一時待避の手助け】

非常時において、帰宅困難者に対し、会議室や廊下等、雨露のしのげる一時待避場所を可能な範囲で提供し、一定期間トイレの提供等の生活支援
⇒行政による避難所等が開設された時点で、防災委員会から一時待避者に情報提供するとともに、移動を要請

○普段の備え

【安全・安心のリーダー育成】

【意識啓発】 ●防災訓練の定期的実施 ●機関紙への防災関連情報の掲載 ●総会や例会における防災講習

【地域防災計画の定期点検】

毎年、地域防災計画が実情に合致しているか、防災委員会が中心となり点検